

# 原発避難者「賠償請求を」

## 時効まで残り2年 福井の弁護士呼び掛け

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故から八年となるのに合わせ、東電損害賠償福井弁護団(团长・田居愛一郎弁護士)は十一日、福島県から福井県に避難した被災者のうち、東電への損害賠償請求をしていない人たちに、請求手続をするように呼び掛けた。

弁護団によると、避難に伴う生活費の増加分や、医療費、精神的苦痛などの損害賠償請求権を行使できるのは、原発事故の発生から十年間。時効まで残り二年に迫り、「時効を理由に救済が阻害される事態が懸念

される」と指摘している。

同日、田居团长が、福井



5年間にわたり避難生活を強いられた自身の経験を踏まえ、東京電力への損害賠償請求を呼び掛ける川崎葉子さん(左)と、福井市の福井弁護士会の事務所で

市宝永四丁目の福井弁護士会の事務所で見え、「事故から八年たつが、避難者への適正な賠償がされていない」と述べた。

会見には被災者とその支援者も同席。福島県双葉町から転居した坂井市で五年間にわたって避難生活をし、申立人だった川崎葉子さん(左)は「避難していたこともあり、歯科医師の夫は仕事ができなくなった」と精神的、経済的な苦痛を訴えた。

避難者の生活支援を続ける市民団体「ひとりじゃないよプロジェクト・福井」

世話人代表の内山秀樹さん(左)は、「越前市中山町」は、活動の継続を表明した。弁護士ではこれまでに七

世帯二十六人と一法人、延べ十五件の申し立てを受け、裁判外紛争解決手続き(ADR)により、和解を成立させた。現在、損害賠償請求は、申し立て中が一件、申し立て準備中が二件といる。

◎みどり法律事務所・笠原一浩弁護士(平日午前九時～午後五時) 0770(21)0252、内山秀樹さん 090(5171)6410 (青木孝行)